

第17回大津市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月13日(月) 13時30分から15時01分

2. 開催場所 大津市役所 新館7階 特別会議室

3. 出席委員(18人)

| | | |
|-----|-----|----------|
| 会長 | 7番 | 田中 謙一 |
| 副会長 | 2番 | 宇野 幸太郎 |
| 副会長 | 8番 | 西村 博 |
| 副会長 | 9番 | 森元 直紀 |
| | 1番 | 高谷 久美子 |
| | 3番 | 大伴 四郎左衛門 |
| | 4番 | 橋本 正和 |
| | 5番 | 安井 善次 |
| | 6番 | 山本 公彦 |
| | 10番 | 西村 正明 |
| | 11番 | 森田 康裕 |
| | 12番 | 横山 成治 |
| | 13番 | 松尾 比古敏 |
| | 14番 | 正田 富美子 |
| | 15番 | 上坂 雅彦 |
| | 16番 | 服部 みさ子 |
| | 17番 | 槌田 昌子 |
| | 18番 | 三田村 美江 |

4. 欠席(0人)

5. 説明員(1人)

農林水産課

6. 傍聴人(0人)

7. 議事日程

| | | |
|----|------------|---------------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 16番 服部 みさ子 委員 |
| | | 17番 槌田 昌子 委員 |

| | | |
|----|--------|-------------------------|
| 第2 | 議案第57号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| | 議案第58号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| | 議案第59号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| | 議案第60号 | 農用地利用集積計画について |

- 議案題 6 1 号 令和 4 年度予算編成に係る大津市農業委員会の意見書について
- 報告第 8 7 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
- 報告第 8 8 号 農地法第 5 条第 1 項 7 号の規定による届出について
- 報告第 8 9 号 農地法第 1 8 条第 6 号の規定による通知について
- 報告第 9 0 号 相続税納税猶予の適格者証明書について
- 報告第 9 1 号 広報誌「みどりのこだま」 9 月 1 5 日号について

第 3 その他事項

8. 農業委員会事務局職員

局長、次長、係長、主査、主査

9. 会議の概要

事務局

ただいまから第 1 7 回大津市農業委員会定例総会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染症について、でございますが、感染拡大の第 5 波に入り、これまでとは比較にならない勢いで増加しており、政府におきましては滋賀県の要請を受けて、本県を緊急事態措置区域に追加され、先月の 2 7 日から今月 1 2 日までを期間とされておりましたが、さらに 3 0 日まで延長されたところでございます。このことから、今回の定例総会におきましては、ウェブを活用いただける委員の皆様方にはウェブにて総会にご参加いただいておりますことをご報告させていただきます。

また、使用いたしております会議室におきましても、3 密を避けるということで席の配置の工夫や換気などをさせていただいておりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いします。

なお、先唱につきましては、議席番号順となっております。本日は議席番号 1 6 番 服部 みさ子委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制とし、議案の審議は、大津市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長にお願いしたいと存じます。本日の司会は、南部選出の副会長であります宇野 幸太郎委員にお願いします。

それでは、開会に当たり、宇野副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

副会長

皆さん、ご苦勞様です。先ほども局長がおっしゃったように、緊急事態宣言がまた延長になったという、その辺も含め、今は農繁期で一番忙しい時でございます。特に朝方は冷え込みますので、体調管理を特に注意していただき、今後の活動にご協力をお願いしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、議事の司会進行をさせていただきます。

議事に先立ち、本定例会総会の成立について申し上げます。

本日は、全委員にご出席いただいております。農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、本定例会総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ウェブ会議を導入しています。今月は1番 高谷 久美子委員、6番 山本 公彦委員、8番 西村 博委員、9番 森元 直紀委員、10番 西村 正明委員、17番 槌田 昌子委員、18番 三田村 美江委員がウェブにて本会議に出席をされております。

なお、通信状況等によりウェブ会議が中断した場合には、議事を一旦中断することもありますので、あらかじめご了承ください。

それでは、議事進行については会長、よろしく申し上げます。

議長

それでは、日程に従い始めさせていただきます。

なお、事前に質問はありませんでしたので、ご発言はご意見に限って簡潔をお願いしたいと存じます。

また、議事録整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話については電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事が円滑に進行できますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

16番 服部 みさ子 委員

17番 槌田 昌子 委員

よろしく申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第57号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて本定例会総会の議決をもとめる。令和3年9月13日提出。大津市農業委員会 会長 田中謙一。事務局の説明を求めます。

事務局

(事務局、資料に基づき説明)

議長

説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地につい

て権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。No. 1 及びNo. 2の南船路について、地元委員よりご意見をお願いします。

委員

地元委員として意見させていただきます。

No. 1の件については、先ほど事務局からも話がありましたように、この土地自身が地図に出ていまして、従来からちょうど道路に面してはいるのですが、非常に耕作がしにくい畑であり、田として使うには非常にやりにくい、小さく分かれている田でございます。そういうこともあり、従来から草を刈る程度で保全管理がずっとされていた田んぼです。

写真からもお分かりいただけたと思いますが、和邇のバイパス道路と旧161号線とに挟まれた場所でございます。片や入口からは段差が2mもあって、トラックもつけにくい場所でございますから、現地の農家も敬遠してなかなか耕作されていなかった田んぼです。

今回、譲渡人は相続して所有しているのですが、京都の方に在住しており、なかなか自分で耕作できないという現状に長くございます。そういうこともあり、自宅も含めてもう売却したいという話です。その一つがNo. 1の物件であります。現地の方も売買してもなかなかやりにくいという状況が長くあったのですが、ちょうど隣の方が耕作するという意思もございましたもので、今回に至ったものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

引き続きまして、No. 2のほうですが、これも同じ譲渡人が持っているものでございまして、この土地についてもNo. 1とまるきり条件的には同じでして、中学校からすぐ下りたところにある田です。狭い田で、もともとから隣地の畑をやっている方が作っていたのですが、ここは獣害柵があり耕作しやすいように見えるのですが、猿が来てなかなか対応できないと。畑をするにしても猿に荒らされ収穫物を取っていかれたりして耕作意欲をなくしている状況であり、前はやっていたのですが、お返しになったという現状がでございます。獣害柵があるところがちょうど道路から入口がついているのですが、なかなか入りにくい状況になっており、田に使うには現状、難しいという土地でございます。そういうことで、今回は〇〇さんという方が一応受けるとのことで、保全管理、草刈り等をして、中学校がちょうどその田のすぐ近くに耕作しているものを持っており、その中学に依頼して使ってもらえるような方向に持っていくという話でございました。

2件ともそういうような状況で売却に至ったものであり、経緯的にはこういうことでもありますので、何とかそのとおりで審議いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、No. 3の仰木六丁目について、地元委員よりご意見をお願いします。

委員 No. 3のこの仰木六丁目の土地ですが、9月6日に地元の推進委員と現地に行きまわりました。この譲渡人については、かなり高齢で、たしか90歳を超えていらしたと思います。仰木で今までずっと一人暮らしをしていたのですが、もう体調がよろしくないとのことで、長男が埼玉県にお住まいで、そちらに引き取られておられます。家と畑がひっついている土地でございます。その家を譲渡人が取得され、その家の横にひっついている畑が今回の申請地になります。この畑ですが、写真にあるとおり、豆などを植えています。現地に譲渡人はいらっしゃらないのですが、譲受人のお父さんがずっと荒らさずにここの畑を守りしていたというようなことになっていきますので、今回のこの申請については何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見はございますか。

委員 まず、この1番と2番なのですが、これに付随する資料の中で、農地復元計画書が添付されております。〇〇さんと〇〇さん。これを見ていると、同一人が書いたのではないかと思われまます。こんなものを取り入れていて意味があるのかなと思われまましたので、信用できないかなど。

しかも、この間の偽造の云々という件があった後ですので、特に事務局のほうにも一言申し上げたいというところでは。

事務局 今、〇〇委員がおっしゃったとおり、こちらを出してこられた時に、事務局も同じことを思われまました。No. 1とNo. 2の申請は同じ方が申請代理人として来られており、No. 1の〇〇さん及びNo. 2の〇〇さんに確認しただころ、このNo. 1とNo. 2の書類については同じ方が代筆されたと、それは確認いたしました。

あと、双方に9月9日に事務局から、この農地復元計画書はご本人承知の上で出しているのかということをお聞きしたところ、承知している。畑では豆やナスビ、あと、しし唐を植えようと思われましているとのことで、これはNo. 2の方が書かれたので、No. 1の方に今のことを確認したのですが、確かに自分も承知していることだということを確認しています。

ですので、事務局としては、審議に上げさせていただきます。以上でございます。

議長 ほかにございませんか。

委員 先ほどのご意見と全く同感で、復元計画書の筆跡がNo. 1とNo. 2、同じようなスタイルで書かれているし、筆跡も全く同じように思われまます。ですから、これは本当に譲受人が書かれたものかどうかという疑念がやっぱり生じ

ますので、資料としては成立しがたいなというように思います。

事務局 ○○委員のおっしゃったのも先ほどと同じ疑義だと思います。それで、私どももこのNo. 1とNo. 2の農地復元計画書なのですが、No. 2の方が書いているということを確認しましたので、事実確認をNo. 1の方にして、それは間違いないという答えを得たのと、あと今後については事情をよく承知しているとはいえ、ご自身で署名のところは書いていただこうと思っております。今回は事務局のほうで、確認しておりますが、今後は資料でお配りしても疑義のないように、ご本人の署名等をしていただくように考えております。以上でございます。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。
ただし、先に事務局から説明がありましたとおり、No. 1の南船路については、後ほど審議していただきます。議案第60号 農地利用集積計画についての採決の後でお諮りします。
それでは、No. 2のみ賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手多数により、議案第57号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 3について賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第57号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 3は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第58号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。このことについて本定例総会の議決をもとめる。令和3年9月13日提出。大津市農業委員会 会長 田中謙一。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 説明が終わりましたので、去る8月24日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員からご報告をお願いします。

委員 今、ありましたように、この土地は大変広く、申請地等は、資料の15ページを開けていただきますと分かりますように、赤の線で囲われておりますこの区域が今回の申請地で、その横の左下にあります青い屋根と隣の白の屋根については本屋で、今現在、建て壊し中です。造成がかかっております。この土地等については関係ございませんが、赤の区域内については大変広く、この申請等については専用道路、農業用倉庫等の用途について問題はないかと思えますし、またこの土地の隣接地もございませんので、問題はないかと思えますので、ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1の大石龍門三丁目について、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 今、一日立会委員からも話がありましたとおり、15ページの写真を見ていただきますと、一番左下の方に家があります。ここの家よりも奥はもうございません。いわゆる専用道路という形になっており、一部申請を先代がされたようですが、漏れていたとか、それ以降、されているからとのことで忘却されたのか分かりませんが、拡張されたということで、顛末書を添えて申請していただいたという形になっています。

特にその点については問題がないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、何かご意見ございますか。

委員 この農業用倉庫を建てられているのも、ほかの法令になると思いますが、建築確認を取らずして建てておられるのか。建築確認を取られていれば、ここは農地か宅地かということ判断していると思いますが、その点、いかなものでしょう。

事務局 今、〇〇委員がおっしゃった農業用倉庫ですが、建築確認が取られているかどうかを申請代理人に確認させてもらったのですが、それは未確認だとのことでした。

ただ、もし建築確認をきちんと取っておられたとしても、建築指導課では、現地が宅地なのか農地なのかは見ないということ聞いており、そこでひっかけていただくことは、なかなか難しかったのかと思っております。

以上です。

委員 通常、田舎で農作業場を建てる場合でしたら、200㎡以内の建物で転用と同時進行でいけると聞いているのですが、それだったら転用せずして建築確認だけでいけるとの今の見解になりますね。それを少しお伺ひしたいので

すが。

事務局

事務局です。

今、〇〇委員のおっしゃったことは、〇〇委員も以前おっしゃっていて、建築指導課には要望しないといけないのではないかとということもあったと思います。それに関しては、事務局のほうからも建築指導課に対して既に要望してはおりますが、その確認の中では、建築基準法の中で底地が宅地かどうか、農地かどうかというのは、そもそも見ることでないというのが向こうの回答ではあったと聞いています。

ただ、農業委員会としては、そうであったとしても、〇〇委員がおっしゃっているように、底地が農地だとかこういう事例も出てくるとのことで、今は建築指導課には底地が農地の場合はきちんと相談してという紙を貼っていただくよう、お願いはしているというのが実情でございます。

ですから、法では見ないといけないというようまではなっていないということもあり、過去の農地にそれが建っていることについてはチェックもせずとも建築確認は取れているというのが実情ではございますが、例えば今、農業委員会に、どうだろうという相談がもしあれば、きちんと手続きしてということは申し上げておりますので、時々出てきている案件というのは、昔はきちんとフォローができていなかったが、今はできているので、ほぼ農業委員会で引っかからずに倉庫を建てるまでされているのではないということをお考えいただくと、ありがたいと思っています。今出てきている案件は、過去の整理だというようなことで、ご理解いただければありがたいと思っています。以上です。

委員

すみません。今の事務局の返答で引っかかったところがあって、私個人的話ですが、私が小屋を建てようと思った時に、建築確認を出したら、そこにもともと父親が建てておいた小屋がありました。それが畑になっていた、農地だから転用しないといけないと。それで、顛末書を書いてつけるよう言われて、私の時で10何年前ですが、そのチェックが入り、つけたことがあるのです。それなのに、今これが確認されてないということ自体がおかしいと思うのです。それだったら農地法の転用も何もなしで建てた者が勝ちになるじゃないかと、それを確認していただきたいのです。

事務局

以前のことは分らず申し訳ありませんが、まず農業用倉庫を建てることだけをポイントを置きますと、委員の皆さんは、ご存じだと思うのですが、おそらく農地法施行規則第29条届出の200㎡未満の範囲内でされている方々がほとんどだと思います。集落営農ですとか、大規模農家については面積上、200㎡を超える方もいらっしゃるのですが、そのような方については農地転用という手続しかありませんので、もしかしたら〇〇委員に関しては面積が広がったこともあり、顛末書ということでご協力をいただいていたのかもしれない。

委員 200㎡までの建物ということで、転用でいけるということだったので、建物を建てると建築確認を取りますね。それなりに設計事務所なりどこかがかんでおられると思います。

事務局 おっしゃるとおり。

委員 そしたら、その設計事務所はそういうことを知っておられると思います。

事務局 はい。〇〇委員がおっしゃるように、設計事務所、コンサルというのは基本的には知っておられます。

ただ、慣れていない不慣れた業者さんで、ご存じなかった場合もあるかもしれないと思います。

顛末書に関して、どのようなことで整理をさせていただいていたか分かってはございませんが、そのようなこととして、当時、〇〇委員にご協力をいただいたのだろうと思いますし、農業用倉庫に関しましては、先ほども申し上げましたように、200㎡未満であれば施行規則届出で一応いける場所と。もしかしたら地目変更など、そういうことを考えていて農地転用をお勧めしていたのかもしれないのですが、そういう場合もございませぬし、そうでなければ施行規則の届出、簡便なほう、許可ではなく届出でいけるのが農業用倉庫200㎡まで、あとは車回しなどそういう部分もひっくるめてですが、200㎡未満でありましたら、一応届出ではいけると改めてご理解をいただければと思います。

あとは、コンサルさんが分かってなかったのではないだろうかということに関しては、もしかしたらそうかもしれないなと思いますが、事務局のほうにもしご相談があれば、それに関して、私どもは漏れなく手続きをご案内してございますので、そこだけご理解をいただけるとありがたいと思います。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見も出尽くしたようですのでお諮りします。
No.1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第58号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

について。このことについて本定例総会の議決をもとめる。令和3年9月13日提出。大津市農業委員会 会長 田中謙一。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議長 説明が終わりましたので、去る8月24日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員から一括してご報告をお伺いします。

委員 まず、No. 1ですが、南比良については、去る8月24日に事務局と地元委員と確認をいたしました。資料20ページを見ていただくと分かりますように、この三角地的な土地が対象となっておりまして、その隣にあります、調査委員が立っておりますが、その土地等については、21ページの図にありますとおり、小屋なり宅地という形になっております。この申請地について、確認いたしましたところ、何ら問題はないと考えております。

そして、次のNo. 2ですが、伊香立途中町の車両待機所です。これも写真の26ページを見ていくと分かりますように、原野ですので、先ほど事務局から説明がありましたように、全て盛土をするという形でありまして、写真の左上に少し高い建物がございまして、これが市の企業局の建物で、その隣にある建物が土地所有者のプレハブとなっており、これについては全て撤去されるということです。雨水等については、先ほども話がありましたように和邇川に排水されるという形で、事業等については何ら問題ないかと思っております。

続いて、No. 3の大石龍門五丁目については、説明資料等にございますように、大津土木事務所が隣接の県道建設の際の残土置場として一時的に使用しておりましたが、今後、NEXCOの工事が続くということで、〇〇建設が受けられたという形になっておりますが、ここについても全て問題はないかと思っております。そして、24日の現地調査の後、26日に私は所用があり通ったところ、作業にかかっておりましたので工事は進んでおり、問題はないと考えております。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1の南比良について、地元委員にご意見を伺います。

委員 現地調査の報告をさせていただきます。

No. 1についてですが、この件については農地を駐車場に変えるわけですが、狭いところでメンテナンスもなかなかできていなくて、草がよく生えているのが見えておりますので、今回駐車場で有効に使っていただくのが一番よろしいのではないかと思いますし、その横に建っている前は農業倉

庫として段ボールなどいろいろなものが入っていて、今にも倒れそうな状況で危なかったのですが、この辺もきれいになるとのことですので、今回の件については特に問題ないかと思えます。

いずれにしましても、確認しましたが、何ら問題ないと見ておりますので、よろしくご審議のほどお願いします。

以上です。

議 長 続きまして、No. 2の伊香立途中町について、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員 先ほど事務局と一日立会委員からの説明がありましたように、この道の下側は〇〇の車の待機所になっておりますし、上側は大津市の貯水タンクになっておりますので、周りに農地も何もありませんので問題ないと思えます。それと、排水については和邇川に流すとのこと、河川法の申請もしておるとのこと、問題ないと思えますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、No. 3の大石龍門五丁目について、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員 大石龍門5丁目については、32ページの写真を見ていただきますと盛土があります。これにつきまして、9ページの後段部分の括弧内にありますように、令和2年2月から令和3年9月まで滋賀県大津土木事務所が県道の建設工事の際の残土置場という敷地に既になっております。今回、〇〇建設がNEXCOの下請で初めて工事に入られるので、事務所と工事用の露天駐車場の用地にしたいとのこと、大津土木事務所と話をされて、今月末までに県はこの残土等を処分し、更地にして建てられるようにするとのこと。先ほど一日立会委員から説明がありましたように、既に今、残土を撤去されている形になっており、同じ敷地でしたので特に問題はないかと思えますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、何かご意見はございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。No.1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。
それでは、続きまして、議案第60号 農用地利用集積計画について。このことについて本定例総会の議決をもとめる。令和3年9月13日提出。大津市農業委員会 会長 田中謙一。農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 (農林水産課 説明)

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見はございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りします。
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案60号 農用地利用集積計画については、妥当との意見を大津市長宛てに回答することにいたします。
それでは、先ほど採決を保留しておりました議案第57号のNo.1についてお諮りいたします。
賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手多数により、議案第57号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は、許可することに決定いたします。

ここで議案の審査を終了します。司会を副会長に交代させていただきます。ありがとうございました。

副会長 それでは、続きまして報告案件です。報告第87号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第88号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について、報告第89号 農地法第18条第6項の規定による届出について、報告第90号 相続税納税猶予に関する適格者証明について、以上一括して事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

副会長 はい、ありがとうございました。

以上をもちまして、一旦報告案件を終了します。そのほか、何か特にこれはということがございましたらお願いします。

ないようですので、これもちまして農地系の案件は終了いたします。

これより暫時休憩をさせていただきます。2時55分から再開します。よろしくをお願いします。

< 休憩 >

議長 それでは、再開します。

なお、後半部分についても、事前に質問等はありませんでしたので、ご意見ついてのみ、後ほどお受けします。

では、議案第61号 「令和4年度大津市予算編成等に係る大津市農業委員会の意見書について」。このことについて本定例総会の議決をもとめる。令和3年9月13日提出。大津市農業委員会 会長 田中謙一。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

議長 それでは、何かご意見はございますか。

委員 農業振興地域整備計画の見直しということで、獣害防止柵と書いてありますが、私どもの伊香立は、圃場整備が過去にされており、青地になっているのですが、どうしてもしょうがないところで耕作もできない、1反もないとても小さい田んぼが2、3か所点在しているのです。そこで、この間1度、違法転用のような問題になりましたが、圃場整備ができていても手の付けられないところも少し考えてもらえるように入れてもらえないかと思います。

事務局 意見書としては、一番しやすいところからということで、個別案件については個別協議が必要かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ほかにご意見ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見も出尽くしたようですので、お諮りします。
ただいまの議案第61号について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第61号 「令和4年度大津市予算編成等に係る大津市農業委員会の意見書について」は、可決することといたします。
つきましては、この内容で、10月を目途に大津市長に対してこの意見書を提出いたしますので、よろしくお願いたします。
それでは、議案の審議が終了いたしましたので、ここで司会を副会長に代わります。お願いします。

副会長 続きまして、報告第91号広報誌「みどりのこだま」9月15日号について、事務局より報告をお願いします。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

副会長 ただいまの事務局の説明について、何かございますか。ございましたら、お願いします。

(なしの声)

副会長 ありがとうございました。その他、事務局より何かありましたら報告をお願いします。

事務局 (事務局、その他報告)

副会長 ほかに何かございますか。
ないようでしたら、以上をもちまして、第17回定例総会の全て議案、報告事項を終了いたします。ありがとうございました。

議事録署名委員

議長（田中 謙一 委員） 印

委員（服部 みさ子 委員） 印

委員（槌田 昌子 委員） 印